

平成27年度「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書(概要)

調査概要(目的・対象等)

- 【調査の目的】近年における加害者プログラムに関する取組の広がりや、被害者支援の現場における加害者対応に関する一定の関心・ニーズ等の高まりを受け、加害者プログラムの実施状況や課題等について、地方公共団体へのアンケート調査及び民間団体へのヒアリング調査を通して明らかにし、検討委員会において、地域社会内における加害者プログラムに関する現在の課題や今後の在り方等について考察を行う。
- 【調査の種類】アンケート調査：都道府県及び政令指定都市、ヒアリング調査：加害者更生プログラム実施団体(4団体)、被害者支援団体(3団体)
- 【検討委員会】有識者6名(加害者プログラム実施団体関係者、被害者支援団体関係者、研究者、精神科医、弁護士等)

主な調査結果(アンケート調査より)

- **加害者更生に関する調査研究の実施の有無**
⇒「行っている(又は、行っていた)」(4.5%)、「行っていない」(95.5%)
- **加害者更生プログラムの実施の有無**
⇒「実施している(又は、実施していた)」(1.5%)、「実施していない」(98.5%)
- **加害者更生に関する事業(調査研究、加害者更生プログラム)を実施していない(又は、実施する予定がない)理由(複数回答)**
 - ・「加害者更生に関する情報が少なく、どのような取組を行ってよいかわからないため」(82.0%)
 - ・「管内に加害者更生に関する専門家・民間団体がいないため」(42.6%)

主な調査結果(ヒアリング調査より)

<加害者プログラムの特徴・目的>

- ・加害者が誤った価値観を認識し、暴力によらない関係づくりを学び、実践することができるようにするための教育プログラム(グループワーク)

<加害者プログラムへの主な参加動機・被害者のニーズ等>

- ・加害者の主な動機：被害者からの要請(「プログラム参加後の態度の変化により、関係の継続の可否を判断したい」等)
- ・被害者のニーズ：「別れたくないが変わってほしい」、「暴力さえなければ一緒に暮らしたい」、「加害者プログラムに参加させたい」

<主な問題点・課題>

■ **加害者プログラム実施団体**

- ・加害者責任に関する社会認識の低さ
- ・プログラムの実施基準の策定及びプログラム実施者の養成

■ **被害者支援団体**

- ・参加者の任意に基づく加害者プログラムの効果に対する懸念
- ・離婚調停等を優位に進めるための手段として利用される危険性
- ・加害者プログラムの実施体制・位置づけの明確化

今後期待する取組み

■ **加害者プログラムの実施状況等の周知**

- ・加害者プログラムに対する画一的・懐疑的なイメージの解消を図り、効果のあるプログラムについて具体的な検討を進めるため、加害者プログラムに関する取組状況や、プログラムの効果等に関する実証的基盤のある研究を収集・分析することが必要。

■ **加害者責任の明確化及び被害者支援の一環としての位置づけ**

- ・中長期的な被害者の安全・安心の確保にむけて、国における配偶者暴力被害者支援に係る基本方針等において、加害者プログラムを被害者支援の一環として明確に位置づけることにより、地域社会において加害者が暴力によらない関係づくりを学ぶ機会が広まることが望ましい。

■ **リスク・アセスメントに基づく被害者支援の拡充・加害者対応**

- ・被害者の安全を確保し、加害者に対して適切なアプローチを行うためには、的確なリスク・アセスメントが必要。また、多様な事案に対応するため、ストーカーや児童虐待等、配偶者からの暴力の被害者及びその子供が直面する暴力の危険性についても包括的にアセスメントすることが重要。

■ **加害者プログラムの実施に係る基準等の策定及び人材育成**

- ・国において一定の実施基準やマニュアルを策定するとともに、実施基準に基づくプログラム実施者の養成に向けた研修を実施することが望ましい。

■ **加害者「更生」に関する視点の転換・「暴力を容認しない」社会認識の形成**

- ・加害者プログラムを被害者支援の一環として位置づけ、被害者支援の拡充を図るためには、加害者に関与することへの消極的なイメージの解消や、暴力は決して許されるものではなく、「暴力の責任は加害者にある」という社会認識の高まりが不可欠。

【参考】諸外国等の女性に対する暴力に関する基本計画等における加害者プログラムの位置づけ(該当部分の紹介)

- ・国連「女性に対する暴力に関する国内計画のためのハンドブック」
- ・国レベル(オーストラリア、英国)、州レベル(オーストラリア、カナダ)